

【部活動基本方針】

部活動は、学校教育の一環として、興味と関心を同じくする生徒が教職員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、日常の活動や、試合・大会・発表会等に参加し、より高い水準の技術や記録への挑戦等、活動を実践する中で楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすものである。

また、自主的な活動や経験を通じて、心身の成長を高め、仲間との友情や社会性を身につけるとともに、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

平成 30 年 4 月 1 日 規程

【部活動規程】

(活動時間・休養日)

第 1 条 部活動の時間及び休養日の設定については、次のとおりとする。

- (1) 活動時間 平日 15:40 ~ 18:30 (朝練習を含め、3 時間程度とする。)
土・日・祝日 午前もしくは午後 4 時間程度とする。
* 長期休業中の練習については土・日・祝日の時間に準じる。

- (2) 休養日 週あたり 1 日以上設定すること。
* 月あたり 2 回程度、土・日に休養日を設定することが、望ましい。

2 定期考査期間中(試験 1 週間前以降)については、第 1 項の時間内において、次の条件を満たす部に対し、1 時間半程度の活動を認める。ただし、延長は一切認めない。

- (1) 公式戦を 1 か月以内に控えた部であること。
(2) 活動に際しては、顧問の付き添いを必要とする。
(3) 試験 1 週間前までに、顧問を通じて生徒指導部に申し出る。

3 年間活動計画、月間活動計画の提出

部活動顧問は年度当初に、参加大会、事業、合宿等を記載した年間活動計画及び活動時間、休養日を記載した月間活動計画を校長に提出すること。

4 不祥事が起きた場合は、部で顧問・主将(キャプテン)を中心に協議し、その結果を部活動指導会議に書面で顧問が報告する。

5 活動時間等の部活動指導会議の決定、警告に対して、従わない場合については、活動予算・補助等の打切り・減額を部活動指導会議の名において指示できるものとする。

(事故等の対応)

第 2 条 部活動中に事故(けが)等が発生した時は、現場付近の教職員が顧問、保健部(養護教諭)、担任(不在時は担任団)及び管理職に報告する。

2 必要に応じて救急処置をし、保護者にも連絡する。

3 医師の治療が必要な場合。

- (1) 保護者に連絡し、来校(来院)を要請する。
(2) 医療機関(原則的には京北病院)で受診させ、医師の指示に従う。
(3) 生徒の移送が必要な場合は、保護者が行う。但し、保護者による移送が不可能な場合は、管理職と相談のうえ教職員が移送する。「緊急の場合は救急車を利用する。」
(4) 生徒には、後日、けがの状況等についての報告を顧問、担任、保健部にさせるとともに、保健部は管理職に報告する。
(5) 詳細については「事故発生時の緊急連絡体制(保健部)」を参照。

(ボックスの使用等)

第3条 部ボックスの使用状況を顧問は把握し、生徒指導部と連携して指導に当たる。尚、昼休み等、休憩時間の他、部ボックス使用の自粛を指導する。

2 各部顧問が責任をもって、部員にボックスの清掃・整頓を指導する。

(部活動検討委員会)

第4条 学校内に部活動検討委員会(部顧問会議)を設置し、部活動の意義、運営や指導のあり方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、情報交換や共有する場として、共通理解のもと指導できる体制を構築する。

(平成11年4月1日 一部改正)

(平成30年4月1日 改正)